

入居を申し込まれる皆様へ

社会福祉法人 溪仁会

介護老人福祉施設 きもべつ喜らめきの郷

入居のお申し込みについて

1. 入居対象者

- ・介護保険の要介護認定を受けられており、**要介護度が3～5に認定**されている方
- ※要介護1又は要介護2の方は、別に定める特別な条件に該当し、当該市町村との協議のうえ入居が可能となる場合もあります。
- ・身体や精神に障がいがあるため、常時介護が必要でありご家庭での介護が困難な方
 - ・病状が安定しており継続した治療の必要がない方

2. 入居申請に関わる必要書類

- (1) 入居申込書
- (2) 介護保険被保険者証の写し
- (3) **介護保険要介護認定調査票**及び**主治医意見書**の写し(お住まいの市町村又は区役所の介護保険課に請求してください)
- (4) 介護保険負担限度額認定証の写し(該当者)
- (5) 介護保険料納入通知書の写し
(介護保険負担限度額認定証の写しを提出していただく方は必要ありません)
- (6) 直近3ヶ月間の介護サービス利用票及びその別表の写し
(在宅で介護保険サービスを利用されている方)
- (7) 直近のサービス計画書の写し
(在宅で介護保険サービスを利用されている方、介護保険施設に入居されている方)

3. 入居までの流れ

(1) 相談・入居申し込み

- ・上記必要書類を当施設にご郵送下さい。
- ・ご相談又はご不明な点のある方は、**月曜日～金曜日(土・日・祝祭日を除く)午前10時～午後16時まで**、下記<お問い合わせ先>までご連絡ください。

<裏面もご覧下さい>

(2) 入居一次判定基準評価

- ・入居の決定は、『特別養護老人ホーム入所指針』に則っておこないます。
- ・入居申し込み受付後に、入居検討委員会を開き、評価要素に基づく評価（1次評価）により一次判定ランクを決定いたします。
- ・ランクは入居必要性の順に **AからEの5段階**に分けられます。
- ・入居については、申し込み順によるものではなく、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、**介護サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者が優先**となります。

(3) 入居判定委員会

- ・入居検討委員会の結果、入居対象者には事前面談を行います。その後、入居判定委員会にて、一次判定及び事前面談の内容等を基に総合的に判断し、入居可否の最終決定をいたします。
- ・入居の可否については、入居申込書に記載されている申込者(連絡先)に連絡させていただきます。
- ・入居決定の方に付きましては、入居日を調整のうえ、随時入居していただきます。
- ・入居申し込みを頂いた方のうち、「**待機者**」となった方については、入居選考者名簿に登録させていただきますので再度お申し込みいただく必要はありません。

<お問い合わせ先>

社会福祉法人 溪仁会

介護老人福祉施設 きもべつ喜^きらめ^{さと}きの郷

〒044-0221 虻田郡喜茂別町字伏見272番地1

TEL 0136-33-2711 FAX 0136-33-2722

担当：生活相談課（赤坂・稲川）